

平成十七年三月分佐賀県公報目録

第一二五七四号から
第一二五六八六号まで

主務課名	番号	件名	発行日	発行番号
危機管理・広報				
一 佐賀県国民保護対策本部及び佐賀県緊急対処事態対策本部条例	二四	号外		
二 佐賀県国民保護協議会条例				
三 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例				
四 佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例				
五 佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例				
六 佐賀県職員修学部分休業に関する条例				
七 佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例				
八 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例				
九 佐賀県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例				
一〇 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例				
一一 佐賀県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例				
一二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例				
会計				
教育委員会	一二	佐賀県手数料条例の一部を改正する条例		
会計	一〇	佐賀県証紙条例の一部を改正する条例		
公安委員会	一一	佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例		
教育委員会	一九	佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例		
二三	佐賀県市町村立学校県費負担教職員の修学部分休業に関する条例			
三四	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例			
一五	佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正正			
財務				
一六 佐賀県長期継続契約に関する条例				
一七 佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例				
一八 佐賀県土地開発基金条例等の一部を改正する条例				
二一	佐賀県手数料条例の一部を改正する条例			
二二	佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例			
二三	佐賀県市町村立学校県費負担教職員の修学部分休業に関する条例			
二四	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例			
二五	佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正正			
二	号外			

規則

畜産	農商工	医務	母子保健福祉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	健康福祉本部	三七	佐賀県立日の隈養管理規則の一部を改正する規則	
															三八	佐賀県立みどり園管理規則の一部を改正する規則	
															三九	佐賀県福祉事務所管理規則の一部を改正する規則	
															四〇	佐賀県立佐賀コロニー管理規則の一部を改正する規則	
															四一	佐賀県立希望の家管理規則の一部を改正する規則	
															四二	佐賀県立九千部学園管理規則の一部を改正する規則	
															四三	佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則	
															四五	佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部を改正する規則	
															四五	佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部を改正する規則	
															五二	佐賀県建設技術センター設置規則の一部を改正する規則	
															五三	佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則	
															五一	佐賀県ダム事務所管理規則の一部を改正する規則	
															五四	佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則	
															五五	佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則	
															五六	佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則	
															五七	佐賀県観光施設管理規則の一部を改正する規則	
															五八	佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則	
															五九	生活保護法施行細則の一部を改正する規則	
															六〇	児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則	
															六一	佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則	
															六二	児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則	
																	改正する規則
																	改正する規則

号外四

母子保健福祉	地域福祉	環境	私学文化	こども	税務	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	県土づくり本部	四九	佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五〇	佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五一	佐賀県ダム事務所管理規則の一部を改正する規則	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五二	佐賀県建設技術センター設置規則の一部を改正する規則	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五三	佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五四	県税事務所管理規則の一部を改正する規則	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五五	佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五六	佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五七	佐賀県観光施設管理規則の一部を改正する規則	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五八	佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五九	生活保護法施行細則の一部を改正する規則	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六〇	児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六一	佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六二	児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃			改正する規則

号外五

会計	畜産園芸	新産業	生活衛生
"	"	"	"
七六	六四	六五	六三
電子計算組織による給与支給事務等処理部を改正する規則	狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則	旅館業法施行細則の一部を改正する規則	公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則
七五	六六	六七	六四
佐賀県現業職員の給与に関する規則の一 部を改正する規則	佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例	佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適性化に関 する法律施行細則の一部を改正する規則	狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則
七六	七一	七〇	七一
建設・技術	佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等 に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県獸医療法施行細則の一部を改正す る規則	佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等 に関する規則の一部を改正する規則
建築住宅職員	七二	七三	七二
下水道	佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に關す る条例施行規則の一部を改正する規則	建築土法施行細則の一部を改正する規則	佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に關す る条例施行規則の一部を改正する規則
七四	七五	七六	七四
改正する規則	付属機関の委員その他の構成員の報酬お よび費用弁償の額に關する規則の一部を 改正する規則	佐賀県現業職員の給与に関する規則の一 部を改正する規則	改正する規則

号外六

告示

道 路	河川砂防	用度管財	七七
"	八七	"	佐賀県財務規則の一部を改正する規則
"	八八	"	規則の一部を改正する規則
"	八九	"	七八 佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則
"	九〇	"	規則
市町村	道 路	廃棄物対策	七九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
"	八八	"	規則
"	八九	"	七九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
"	九〇	"	規則
長寿社会	河川砂防	用度管財	七七 佐賀県財務規則の一部を改正する規則
"	九一	"	規則の一部を改正する規則
"	九二	"	七八 佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則
"	九三	"	規則
障害福祉	道 路	廃棄物対策	七九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
"	九四	"	規則
生活衛生	河川砂防	用度管財	七七 佐賀県財務規則の一部を改正する規則
"	九五	"	規則の一部を改正する規則
土地対策	道 路	廃棄物対策	七九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
"	九六	"	規則
九七	九六	"	七九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
九八	九七	"	規則
道路	河川砂防	用度管財	七七 佐賀県財務規則の一部を改正する規則
"	九八	"	規則
道路の区域の変更	道 路	廃棄物対策	七九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
"	"	"	規則
平成十六年度地籍調査事業計画の変更	道 路	廃棄物対策	七九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
"	"	"	規則
船調書の縦覧	道 路	廃棄物対策	七九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
"	"	"	規則
二二五七四	二二五七四	二二五七四	二二五七四
外	外	外	外
号外一	号外一	号外一	号外一

規

則

- 四 佐賀県情報公開条例第三十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの一部改正
- 五 佐賀県個人情報保護条例第四十一条第一項に規定する実施機関が定めるもの一部改正
- 六 佐賀県育英学生選考委員会規程の一部改正
- 三 佐賀県社会教育委員会規程施行規則等の一
部を改正する規則
- 四 佐賀県教職員結核性疾患者取扱規則の一
部を改正する規則
- 五 佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- 六 佐賀県立学校の管理に関する規則の一部
を改正する規則
- 七 学校以外の教育機関の職員の職の設置等
に関する規則及び佐賀県教育庁職員の職
の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- 八 佐賀県立図書館の管理に関する規則の一
部を改正する規則
- 九 佐賀県文化財保護指導委員設置規則の一
部を改正する規則
- 一〇 非常災害又は特別な事情による佐賀県立
高等学校授業料の減免に関する規則の一
部を改正する規則

号外一
二

規則	訓令	訓令甲	規則	規則	規則	規則	規則	規則	規則	規則	規則	規則	規則	規則	規則	規則	規則	規則	規則
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇	人事委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	選挙管理委員会事項	
五	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正	一 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部 改正		
規則	二 職員の修学部分休業に関する規則	二 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへ き地手当支給規則の一部を改正する規則	三 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則 の一部を改正する規則	四 給料の調整額に関する規則の一部を改正 する規則															
規則	一六 一二五八〇	一二五七四	一二五八三	一二五八四	一二五八五	一二五八六	一二五八七	一二五八八	一二五八九	一二五九〇	一二五九一	一二五九二	一二五九三	一二五九四	一二五九五	一二五九六	一二五九七	一二五九八	一二五九九
規則	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四	号外四

規

則

規則	告示	六	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
一五	職員からの苦情相談に関する規則	七	農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
二	佐賀県個人情報保護条例第六条第二号ホに規定する実施機関が定めるもの	八	教職調整額に関する規則の一部を改正する規則
一	佐賀県情報公開条例第二十条第一項の規定により口頭により開示できる個人情報の一部改正	九	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
二	佐賀県人事委員会議事規則の一部を改正する規則	一〇	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
三	二五	一一	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
四	二二五八四	一二	災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則
五	二五	一三	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則
六	二五	一四	職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則の一部を改正する規則
七	二五	一五	職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則の一部を改正する規則
八	二五	一六	職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則
九	二五	一七	職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則
一〇	二五	一八	佐賀県人事委員会議事規則の一部を改正する規則
一一	二五	一九	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
一二	二五	二〇	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
一三	二五	二一	不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則
一四	二五	二二	佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則
一五	二五	二三	佐賀県人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則
一六	二五	二四	調整手当に関する規則の一部を改正する規則
一七	二五	一五	佐賀県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則
一八	二五	一六	公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
一九	二五	一七	佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則
二〇	二五	二一	佐賀県人事委員会処務規程の一部改正
二一	二五	二二	
二二	二五	二三	
二三	二五	二四	
二四	二五	二五	
二五	二五	二六	
二六	二五	二七	
二七	二五	二八	
二八	二五	二九	
二九	二五	二一〇	
二一〇	二五	二一一	
二一一	二五	二一二	
二一二	二五	二一三	
二一三	二五	二一四	
二一四	二五	二一五	
二一五	二五	二一六	
二一六	二五	二一七	
二一七	二五	二一八	
二一八	二五	二一九	
二一九	二五	二二〇	
二二〇	二五	二二一	
二二一	二五	二二二	
二二二	二五	二二三	
二二三	二五	二二四	
二二四	二五	二二五	
二二五	二五	二二六	
二二六	二五	二二七	
二二七	二五	二二八	
二二八	二五	二二九	
二二九	二五	二二一〇	
二二一〇	二五	二二一一	
二二一一	二五	二二一二	
二二一二	二五	二二一三	
二二一三	二五	二二一四	
二二一四	二五	二二一五	
二二一五	二五	二二一六	
二二一六	二五	二二一七	
二二一七	二五	二二一八	
二二一八	二五	二二一九	
二二一九	二五	二二二〇	
二二二〇	二五	二二二一	
二二二一	二五	二二二二	
二二二二	二五	二二二三	
二二二三	二五	二二二四	
二二二四	二五	二二二五	
二二二五	二五	二二二六	
二二二六	二五	二二二七	
二二二七	二五	二二二八	
二二二八	二五	二二二九	
二二二九	二五	二二二一〇	
二二二一〇	二五	二二二一一	
二二二一一	二五	二二二一二	
二二二一二	二五	二二二一二	
二二二一二	二五	二二二一三	
二二二一三	二五	二二二一四	
二二二一四	二五	二二二一五	
二二二一五	二五	二二二一六	
二二二一六	二五	二二二一七	
二二二一七	二五	二二二一八	
二二二一八	二五	二二二一九	
二二二一九	二五	二二二二〇	
二二二二〇	二五	二二二二一	
二二二二一	二五	二二二二二	
二二二二二	二五	二二二二三	
二二二二三	二五	二二二二四	
二二二二四	二五	二二二二五	
二二二二五	二五	二二二二六	
二二二二六	二五	二二二二七	
二二二二七	二五	二二二二八	
二二二二八	二五	二二二二九	
二二二二九	二五	二二二二一〇	
二二二二一〇	二五	二二二二一一	
二二二二一一	二五	二二二二一二	
二二二二一二	二五	二二二二一二	
二二二二一二	二五	二二二二一三	
二二二二一三	二五	二二二二一四	
二二二二一四	二五	二二二二一五	
二二二二一五	二五	二二二二一六	
二二二二一六	二五	二二二二一七	
二二二二一七	二五	二二二二一八	
二二二二一八	二五	二二二二一九	
二二二二一九	二五	二二二二二〇	
二二二二二〇	二五	二二二二二一	
二二二二二一	二五	二二二二二二	
二二二二二二	二五	二二二二二三	
二二二二二三	二五	二二二二二四	
二二二二二四	二五	二二二二二五	
二二二二二五	二五	二二二二二六	
二二二二二六	二五	二二二二二七	
二二二二二七	二五	二二二二二八	
二二二二二八	二五	二二二二二九	
二二二二二九	二五	二二二二二一〇	
二二二二二一〇	二五	二二二二二一一	
二二二二二一一	二五	二二二二二一二	
二二二二二一二	二五	二二二二二一二	
二二二二二一二	二五	二二二二二一三	
二二二二二一三	二五	二二二二二一四	
二二二二二一四	二五	二二二二二一五	
二二二二二一五	二五	二二二二二一六	
二二二二二一六	二五	二二二二二一七	
二二二二二一七	二五	二二二二二一八	
二二二二二一八	二五	二二二二二一九	
二二二二二一九	二五	二二二二二二〇	
二二二二二二〇	二五	二二二二二二一	
二二二二二二一	二五	二二二二二二二	
二二二二二二二	二五	二二二二二二三	
二二二二二二三	二五	二二二二二二四	
二二二二二二四	二五	二二二二二二五	
二二二二二二五	二五	二二二二二二六	
二二二二二二六	二五	二二二二二二七	
二二二二二二七	二五	二二二二二二八	
二二二二二二九	二五	二二二二二二九	
二二二二二二一〇	二五	二二二二二二一	
二二二二二二一一	二五	二二二二二二二	
二二二二二二一二	二五	二二二二二二一二	
二二二二二二一二	二五	二二二二二二一三	
二二二二二二一三	二五	二二二二二二一四	
二二二二二二一四	二五	二二二二二二一五	
二二二二二二一五	二五	二二二二二二一六	
二二二二二二一六	二五	二二二二二二一七	
二二二二二二一七	二五	二二二二二二一八	
二二二二二二一八	二五	二二二二二二一九	
二二二二二二一九	二五	二二二二二二二〇	
二二二二二二二一	二五	二二二二二二二一	
二二二二二二二二	二五	二二二二二二二三	
二二二二二二二四	二五	二二二二二二二五	
二二二二二二二五	二五	二二二二二二二六	
二二二二二二二七	二五	二二二二二二二八	
二二二二二二二九	二五	二二二二二二二九	
二二二二二二二一〇	二五	二二二二二二二一	
二二二二二二二一一	二五	二二二二二二二二	
二二二二二二二一二	二五	二二二二二二二一二	
二二二二二二二一二	二五	二二二二二二二一三	
二二二二二二二一三	二五	二二二二二二二一四	
二二二二二二二一四	二五	二二二二二二二一五	
二二二二二二二一五	二五	二二二二二二二一六	
二二二二二二二一六	二五	二二二二二二二一七	
二二二二二二二一七	二五	二二二二二二二一八	
二二二二二二二一九	二五	二二二二二二二一九	
二二二二二二二二〇	二五	二二二二二二二二	
二二二二二二二二一	二五	二二二二二二二二二	
二二二二二二二二三	二五	二二二二二二二二四	
二二二二二二二二五	二五	二二二二二二二二六	
二二二二二二二二七	二五	二二二二二二二二八	
二二二二二二二二九	二五	二二二二二二二二九	
二二二二二二二二一〇	二五	二二二二二二二二一	
二二二二二二二二一一	二五	二二二二二二二二二	
二二二二二二二二一二	二五	二二二二二二二二一二	
二二二二二二二二一二	二五	二二二二二二二二一三	
二二二二二二二二一三	二五	二二二二二二二二一四	
二二二二二二二二一四	二五	二二二二二二二二一五	
二二二二二二二二一五	二五	二二二二二二二二一六	
二二二二二二二二一六	二五	二二二二二二二二一七	
二二二二二二二二一七	二五	二二二二二二二二一八	
二二二二二二二二一九	二五	二二二二二二二二一九	
二二二二二二二二二〇	二五	二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二一	二五	二二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二三	二五	二二二二二二二二二四	
二二二二二二二二二五	二五	二二二二二二二二二六	
二二二二二二二二二七	二五	二二二二二二二二二八	
二二二二二二二二二九	二五	二二二二二二二二二九	
二二二二二二二二二一〇	二五	二二二二二二二二二一	
二二二二二二二二二一一	二五	二二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二一二	二五	二二二二二二二二二一二	
二二二二二二二二二一二	二五	二二二二二二二二二一三	
二二二二二二二二二一三	二五	二二二二二二二二二一四	
二二二二二二二二二一四	二五	二二二二二二二二二一五	
二二二二二二二二二一五	二五	二二二二二二二二二一六	
二二二二二二二二二一六	二五	二二二二二二二二二一七	
二二二二二二二二二一七	二五	二二二二二二二二二一八	
二二二二二二二二二一九	二五	二二二二二二二二二一九	
二二二二二二二二二二〇	二五	二二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二二一	二五	二二二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二二三	二五	二二二二二二二二二二四	
二二二二二二二二二二五	二五	二二二二二二二二二二六	
二二二二二二二二二二七	二五	二二二二二二二二二二八	
二二二二二二二二二二九	二五	二二二二二二二二二二九	
二二二二二二二二二二一〇	二五	二二二二二二二二二二一	
二二二二二二二二二二一一	二五	二二二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二二一二	二五	二二二二二二二二二二一二	
二二二二二二二二二二一二	二五	二二二二二二二二二二一三	
二二二二二二二二二二一三	二五	二二二二二二二二二二一四	
二二二二二二二二二二一四	二五	二二二二二二二二二二一五	
二二二二二二二二二二一五	二五	二二二二二二二二二二一六	
二二二二二二二二二二一六	二五	二二二二二二二二二二一七	
二二二二二二二二二二一七	二五	二二二二二二二二二二一八	
二二二二二二二二二二一九	二五	二二二二二二二二二二一九	
二二二二二二二二二二二〇	二五	二二二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二二二一	二五	二二二二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二二二三	二五	二二二二二二二二二二二四	
二二二二二二二二二二二五	二五	二二二二二二二二二二二六	
二二二二二二二二二二二七	二五	二二二二二二二二二二二八	
二二二二二二二二二二二九	二五	二二二二二二二二二二二九	
二二二二二二二二二二二一〇	二五	二二二二二二二二二二二一	
二二二二二二二二二二二一一	二五	二二二二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二二二一二	二五	二二二二二二二二二二二一二	
二二二二二二二二二二二一二	二五	二二二二二二二二二二二一三	
二二二二二二二二二二二一三	二五	二二二二二二二二二二二一四	
二二二二二二二二二二二一四	二五	二二二二二二二二二二二一五	
二二二二二二二二二二二一五	二五	二二二二二二二二二二二一六	
二二二二二二二二二二二一六	二五	二二二二二二二二二二二一七	
二二二二二二二二二二二一七	二五	二二二二二二二二二二二一八	
二二二二二二二二二二二一九	二五	二二二二二二二二二二二一九	
二二二二二二二二二二二二〇	二五	二二二二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二二二二一	二五	二二二二二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二二二二三	二五	二二二二二二二二二二二二四	
二二二二二二二二二二二二五	二五	二二二二二二二二二二二二六	
二二二二二二二二二二二二七	二五	二二二二二二二二二二二二八	
二二二二二二二二二二二二九	二五	二二二二二二二二二二二二九	
二二二二二二二二二二二二一〇	二五	二二二二二二二二二二二二一	
二二二二二二二二二二二二一一	二五	二二二二二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二二二二一二	二五	二二二二二二二二二二二二一二	
二二二二二二二二二二二二一二	二五	二二二二二二二二二二二二一三	
二二二二二二二二二二二二一三	二五	二二二二二二二二二二二二一四	
二二二二二二二二二二二二一四	二五	二二二二二二二二二二二二一五	
二二二二二二二二二二二二一五	二五	二二二二二二二二二二二二一六	
二二二二二二二二二二二二一六	二五	二二二二二二二二二二二二一七	
二二二二二二二二二二二二一七	二五	二二二二二二二二二二二二一八	
二二二二二二二二二二二二一九	二五	二二二二二二二二二二二二一九	
二二二二二二二二二二二二二〇	二五	二二二二二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二二二二二一	二五	二二二二二二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二二二二二三	二五	二二二二二二二二二二二二二四	
二二二二二二二二二二二二二五	二五	二二二二二二二二二二二二二六	
二二二二二二二二二二二二二七	二五	二二二二二二二二二二二二二八	
二二二二二二二二二二二二二九	二五	二二二二二二二二二二二二二九	
二二二二二二二二二二二二二一〇	二五	二二二二二二二二二二二二二一	
二二二二二二二二二二二二二一一	二五	二二二二二二二二二二二二二二	
二二二二二二二二二二二二二一二	二五	二二二二二二二二二二二二二一二	
二二二二二二二二二二二二二一二	二五	二二二二二二二二二二二二二一三	
二二二二二二二二二二二二二一三	二五	二二二二二二二二二二二二二一四	
二二二二二二二二二二二二二一四	二五	二二二二二二二二二二二二二一五	
二二二二二二二二二二二二二一五	二五	二二二二二二二二二二二二二一六	
二二二二二二二二二二二二二一六	二五	二二二二二二二二二二二二二一七	
二二二二二二二二二二二二二一七	二五	二二二二二二二二二二二二二一八	
二二二二二			

総務法制
道 路

総務法制
道 路

正

誤

平成十七年二月九日付け佐賀県公報第一

二五六六号中訂正

平成十七年三月一日付け佐賀県公報第一

二五七四号中訂正

平成十六年十二月二十八日付け佐賀県公報第一

報号外第二号中訂正

一八 九

一一五七八一

一一五八五

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課
一か年二八、八〇〇円(送料共)

平成十七年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)